

(受付印)

記入例

令和8年度教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼保育所等入所申込書

春日市長 宛 (誓約) 私(申請者)は、裏面の内容について同意の上、教育・保育給付認定及び保育施設の入所について関係書類を添えて申請します。

Table with columns for name (ふりがな, 申請児童名) and personal number (個人番号). Example: 春日 太郎, 令和 8 年 4 月 1 日 から

Table with columns for gender (性別), birth date (生年月日・年齢), and current date (令和 8 年 4 月 1 日 現在)

住所 ※転入前の場合は現在の住所

〒816-8501 春日市原町〇丁目〇番地 〇〇マンション 101号

住民票 R7.1.1時点: 春日市/市外 (父: , 母: )

入所希望日(認定開始希望日)

令和 8 年 4 月 1 日 から

【認定開始日】

- 既に企業主導型保育施設に通っている場合は「令和8年4月1日」
•令和8年4月1日以降に新たに入園する場合は入園日

希望施設 ※希望する園を全て記入してください。

① 〇〇保育園

④

⑤

⑥

⑦

通園または通園予定の施設を記入

⑨

⑩

⑪

⑫

利用調整の結果、きょうだいと同時に同じ保育所等へ入所することができない場合(1つにチェック) ※新規のみ

□全員同時に同じ施設に入所できるまで待機

□全員同じ時期であれば異なる施設でも入所させる

□入所できる児童から同じ施設に入所させる

□入所できる児童から異なる施設でも入所させる

○育児休業からの復職意思の確認(育児休業からの復職予定の申込みで該当する世帯のみ記入)

※利用調整に関する重要な事項になりますので、よく読んで確認してください。

利用調整の結果、希望保育施設に空きがなく保留となった場合、育児休業の延長が可能です。

つきましては、世帯の状況(指数)にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。

※利用調整において、通常の指数から

※利用調整の結果、入所が可能な場合

・保護者は単身赴任等住所が異なる場合も必ず記入してください。

・同住所に住んでいる親族等(別世帯を含む)全員の氏名を記入してください。

○世帯員(申込児童を除く)

※世帯分離の場合も同居している人は全て記入

※個人番号(マイナンバー)は、保護者(父母または子を監護している者)及び保護者を除く扶養義務者以外は、原則、記入不要です。必要となる場合は、市こども未来課から連絡します。

Table with columns for name (氏名), relationship (続柄), age (年齢), birth date (生年月日), occupation (勤務先・学校等), and personal number (個人番号). Includes family members like 春日 一郎, 春日 秋子, etc.

○世帯の状況 ※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入してください。

Table for household status with columns for reasons for childcare (保育所等への入所を必要とする理由) and living protection (生活保護の状況). Includes checkboxes for employment, pregnancy, etc.

教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼保育所等入所申込書に係る同意等について

内容をご確認の上、チェックしてください。

1 共通

	内容	チェック
1	所得状況については地方税法等の規定に基づく課税台帳等および個人番号による情報連携等により、世帯の状況等については住民基本台帳法に基づく住民基本台帳等および個人番号による情報連携等により確認されることを承諾します。また、春日市が保育料額を決定するために限って地方税関係情報について取得することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	必要に応じて、関係部署・関係機関と児童や同居世帯の状況について情報共有することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	教育・保育給付認定申請等入所申込書類の提出後に、 <b>申請内容の変更があった場合は、書類の修正・追加が必要となる場合がありますので、必ず保育担当に問い合わせてください。</b> 申請内容が事実と異なる場合は入所（認定）取消または利用調整から外れる場合があります。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	提出された書類は、理由のいかんに関わらずお返しできません。提出された書類の開示(閲覧及び写しの交付)については、個人情報保護に関する法律に基づく開示請求を行っていただくことになります。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	教育・保育給付認定の可否の決定は、春日市が申請を受け付けた日から30日を超えても異議はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>

※この書類に記入された内容が事実と異なる場合は、子ども・子育て支援法第24条第1項及び子ども・子育て支援法施行令第3条第2号の規定により、教育・保育給付認定を取り消し、及び同法第12条の規定により、既に受けた教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部の支払を求めることがあります(教育・保育給付認定が取り消されたときは、退所となります。)